

各都道府県建築主管部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）

昨年3月に発生した六本木ヒルズにおける自動回転ドアの事故を踏まえ、国土交通省で調査したところ、当該建築物に設置された回転ドアにおいては、事故発生以前に数十件の事故が発生していたことが判明しています。

自動回転ドアについては、国土交通省等において安全指針の作成等を行ってきたところですが、今回の事故等の教訓を踏まえ、地域の日常生活の安全性向上を図るため、建築物や遊戯施設等における類似事故の発生を抑止する観点から、建築行政を所管する特定行政庁と、消防部局等関係行政機関が連携し、地域の建築物等に係る危険情報の共有化等を図ることが有効かつ必要であります。

つきましては、下記を参考に事故防止のための対応と消防部局等関係行政機関との連携体制の整備を図るとともに、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、総務省消防庁から各都道府県消防担当部局あてに、別途通知がなされることを申し添えます。

記

1. 事故情報の把握について

特定行政庁は、建築物及び遊戯施設（以下「建築物等」という。）に係る事故について、建築物の利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、建築基準法第12条第1項及び第2項に基づく定期報告に併せて事故に係る情報を提供するよう建築物の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うなど、広く情報の把握に努めるようお願いします。なお、情報の取扱いにあたっては、個人情報について十分に配慮してください。

2. 消防部局等関係行政機関との連携体制の整備

(1) 連絡協議会の設置等

特定行政庁と消防部局等関係行政機関において、建築物等における事故の危険性や発生状況等に関する情報を共有するとともに、地域の安全性向上のための施

策を実施するため、地域の実情を考慮した連絡協議会の設置などの連携体制の整備に努めるようお願いします。

(2) 事故発生時の連絡体制の整備

連絡協議会の構成員のいずれかが、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した次のいずれかに該当する人身事故で社会的影響が大きいと認められるものが発生したことを把握したときには、可能な限り早急に、連絡協議会を通じて情報の共有化を図るよう努めてください。なお、事故情報連絡表（別紙1）を添付しますので、参考としてください。

- ・ エスカレーター、エレベーター、自動扉、防火シャッター、窓、遊戯施設、遊具等可動物における事故
- ・ 外壁、広告塔その他建築物の屋外に取り付けるものの落下、手すりその他建築物の部分の脱落による事故

(3) 情報交換

連絡協議会においては、建築物等に係る事故防止のための取り組み等や重大な事故等で人身事故につながる恐れがあることを知り得た場合などの情報交換を行うことが考えられます。なお、集計表（別紙2）を添付しますので、参考としてください。

3. 事故情報に対する対応について

特定行政庁は、事故情報を把握したときは、必要に応じて次のような対応に努めるようお願いします。

(1) 事故の発生した建築物等について、建築基準法第12条第3項に基づく報告徴収及び同条第4項に基づく立入検査などを実施して事故情報の確認を行い、当該建築物等の所有者、管理者等に対して当面の再発防止対策を指導してください。なお、必要に応じて連絡協議会での情報の共有化を図るよう努めてください。

(2) 類似の施設・設備がある建築物等の所有者、管理者に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じ、事故防止対策を指導してください。

(3) 特に死者が発生した場合については、「建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について（平成8年1月25日建設省住防発第4号）」により、国土交通省への報告をお願いしているところですが、それ以外の場合においても、都道府県を通じて国に対し、次の事項が含まれた事故情報の提供を行うようお願いします。この場合、把握している限りの情報提供で差し支えありません。

- ・ 建築物等の概要
- ・ 事故及び被害者の概要
- ・ 建築確認、定期報告等行政手続きの状況
- ・ 当該事故に際して特定行政庁でとった措置の概要

（国においては、いただいた情報を踏まえ、類似の事故防止のため、必要に応じて、地方公共団体や関係団体等に情報提供を行います。）

(4) 関連団体等と連携して、建築物等の利用にあたっての注意情報などを利用者等に対して周知してください。

(別紙1)

建築物等に係る事故情報連絡票

平成 年 月 日(第 報)

本情報は、速報であり、調査等の状況によっては内容が変わりうることをあらかじめ申し添えます。

報告者 所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____

1. 建築物等の概要

所在地 ()

建築物等の名称 ()

事故の発生した場所の主な用途 []

- 01 映画館・劇場等 02 病院・診療所等 03 ホテル・旅館 04 下宿・共同住宅等
05 学校・体育館等 06 百貨店・店舗等 07 キャバレー・ナイトクラブ等
08 駐車場等 09 事務所 20 用途が複合している 29 その他建築物
30 外壁、塀その他 40 遊戯施設 50 広場等 99 不明(_____)

2. 事故の概要

発生年月日 年 月 日

事故の発生場所 []

- 01 エレベーター 02 エスカレーター 03 自動扉 04 防火シャッター
05 窓 06 手すり 29 その他建築物の内部
30 外壁 31 看板、屋外設備 39 その他建築物の外部
41 ジェットコースター 42 ウォータースライダー 49 その他の遊戯施設
50 遊具 99 その他(_____)

・その他の概要()

事故の状況 []

- 01 被害者が落下した 02 落下物にあたった
03 建築物等に挟まれた 04 建築物等に衝突した 99 その他

・その他の概要()

3. 被害者の概要

被害者の数 []名

被害程度(初診時)軽傷 []名、中等症 []名、重傷 []名、死亡 []名

年齢層 就学前 []名 児童、生徒 []名

高齢者(おおむね65歳以上) []名 その他 []名

身体障害等がある人がいたかどうか []

- 01 視覚障害 02 下肢不自由 10 その他身体障害あり 00 なし

4. 特記事項

(建築物等に係る事故情報連絡票 記載要領)

1. 全般的事項

本連絡票は、事故が発生した旨を速報するために用いるものであり、不明、未確定な事項についてはその旨記入することとする。なお、調査等の結果、事故の概要、被害者の状況、その他内容の変更があった場合には、その旨連絡票を修正するものとする。

本連絡票は、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められるものが発生したことを把握したときに作成するものとする。

2. 建築物等の概要

所在地、建築物名称については、不明な場合はいずれか一方を記入することとする。なお、遊戯施設に係る事故については、当該事故の発生した遊園地等の名称を記入することとする。

事故の発生した場所の主な用途については、いずれか一つの番号によりわかる限りで記入することとする。区分は、おおむね建築基準法別表第1に掲げる区分によることとする。

複数の用途の建築物であり、主な用途が特定しにくい場合は、「用途が複合している」に該当することとする。

外壁、塀等建築物の外部で発生しており、建築物の用途が特定できない場合には、「外壁、塀その他」に該当することとする。

遊園地等に設置されるジェットコースター、ウォータースライダー等は、「遊戯施設」に該当することとする。

屋外の遊具は、「広場等」に該当することとする。

3. 特記事項

その他必要に応じ、特記事項欄に記入することとする。

